平成２２年（フ）第６６６号
愛媛県東温市北方3213番地２　プラムソレアード306号
債務者　稲垣　雄太
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１９号
愛媛県四国中央市中之庄町765番地　第２オレンジコーポ11号
債務者　伊藤　和彦
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２２０号
愛媛県四国中央市中之庄町765番地　第２オレンジコーポ11号
債務者　伊藤　千春
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２３６号
愛媛県新居浜市喜光地町１丁目４番39号　マージナル301号
債務者　北岡　卓也
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第９６号
愛媛県今治市大西町脇甲1120番地
債務者　安陪　和幸
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第９２１号
高知市薊野北町３丁目13番15―１号
債務者　八幡　嘉代
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２２号
高知市万々399番地１
債務者　梶野　恭子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２４号
高知県南国市東山町１丁目９番９号
債務者　野中　壽男
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９３７号
高知県香美市土佐山田町栄町３番33号
債務者　北村　美紀
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９３８号
高知県香美市土佐山田町栄町３番33号
債務者　近藤　　明
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４７号
高知市桜井町１丁目３番26号　桜井コーポ201
債務者　下村　　稔
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９５０号
高知県香美市土佐山田町宮前町２番38号、住民票上の住所高知県南国市比江426番地２
債務者　戸田　和男
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２号
福岡県直方市大字山部407番地９
債務者　原田由美恵（旧姓辻田）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１４２号
福岡県直方市大字頓野1914番地１
債務者　武内　珠美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６５６号
大分市大字羽田433番地　ディアコート２番館303
債務者　伊美　英雄
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５１６号
宮崎市生目台西１丁目18番地11、前住所大阪府豊中市浜１丁目８番18―111号
債務者　甲斐　俊一
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４８号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1774番地４　唐橋団地６号
債務者　安藤　義和
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部